

# 放課後児童クラブで支援員・補助員として

## 働くことをご希望される皆様へ

### 1. 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは児童の健全育成のための事業で、「放課後児童健全育成事業」といいます。

具体的には、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るものです。

～放課後児童健全育成事業の具体的な事業内容～

- ・ 児童の健康管理、情緒の安定を図る
- ・ 児童の出欠確認をはじめとした安全の確保
- ・ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う
- ・ 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行えるよう、必要な援助を行う
- ・ 基本的生活についての援助、自立に向けた手助けを行うと共に、その力を身につけさせる
- ・ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うと共に、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う
- ・ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等と連携しながら対応を図る
- ・ その他放課後における児童の健全育成上必要な活動を行う



## 2. 放課後児童クラブ支援員・補助員とは

放課後児童クラブでは、資格の有無により支援員と補助員の2つに分かれています。

### ①放課後児童クラブ支援員

放課後児童クラブを利用する児童の生活と遊びを支援し、子どもたちの健全育成を図っていきます。

下表の放課後児童クラブ支援員要件に該当し、都道府県知事が行う研修を修了した方が放課後児童クラブ支援員になります。

### ②放課後児童クラブ補助員

①の放課後児童クラブ支援員の補助をする方になります。

放課後児童クラブ支援員要件表（次のア～コのいずれかに該当）

|   | 要 件                                                                                                        |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア | 保育士資格を有する者                                                                                                 |
| イ | 社会福祉士の資格を有する者                                                                                              |
| ウ | 高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの                                                                             |
| エ | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員免許を有する者                                                                                 |
| オ | 大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者                                                |
| カ | 大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者 |
| キ | 大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者                                              |
| ク | 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者                                         |
| ケ | 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの                                              |
| コ | 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの                                                                    |

## 3. 支援員・補助員として働くには

放課後児童クラブで支援員・補助員として働くことをご希望される方は、各クラブの募集内容をご覧ください。そして、ご希望に合うクラブがございましたら、当該クラブへ直接お問い合わせください。

なお、お問い合わせの際、子育て支援課 放課後児童対策係で募集情報を見た（または市のホームページを見た）と放課後児童クラブにお伝えください。